

第十条第十二号に規定する手続	特許法第四十三条第一項 (同法第四十三条の二第二項) 三項(実用新案法第十一條 第一項及び意匠法第十五條 第一項において準用する場 合を含む)、実用新案法第 十一條第一項及び意匠法第 十五條第一項において準用 する場合を含む)、特許法 第四十三条の三第三項(實 用新案法第十一條第一項、 意匠法第十五条第一項及び 商標法第十三条第一項(同 法第六十八条第一項において 準用する場合を含む)に おいて準用する場合を含 む)及び実用新案法第十一 條第一項、意匠法第十五条 第一項及び商標法第十三条 第一項(同法第六十八条第 一項において準用する場 合を含む)において準用する 場合を含む)に規定する書 面	特許法第四十三条第一項 (実用新案法第十一條第一 項、意匠法第十五条第一項 及び商標法第十三条第一項 (同法第六十八条第一項に おいて準用する場合を含 む)において準用する場合を含 む)において準用する場合を含 む)、特許法第四十三 條の二第一項(同法第四十 三条の三第三項(実用新案 法第十一條第一項及び意匠 法第十五条第一項において 準用する場合を含む)、實 用新案法第十一條第一項及 び意匠法第十五条第一項に おいて準用する場合を含 む)又は特許法第四十三条 の三第一項若しくは第二項 (実用新案法第十一條第一 項、意匠法第十五条第一項 及び商標法第十三條第一項 (同法第六十八条第一項に おいて準用する場合を含 む)において準用する場合を含 む)において準用する場合を含 む)及び実用新案法第十一 條第一項、意匠法第十五条第一 項及び商標法第十三條第一 項(同法第六十八条第一 項において準用する場合を含 む)において準用する場合を含 む)に規定する優先権を主張しようとする旨
----------------	---	--

第十条第十二号に規定する手続	[略]
手続の区分	書面
<p>特許法第四十三条第一項 (同法第四十三条の二第二項) 三項(実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。)及び実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。),特許法第四十三条の三第三項(実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項において準用する場合を含む。)、特許法第四十三条の三第三項(実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項において準用する場合を含む。)及び商標法第六十八条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び実用新案法第五条第一項及び商標法第十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する書面</p> <p>特許法第四十三条第一項 (実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三條第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。),特許法第四十三条の二第二項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び商標法第十三条第一項(実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三條第一項において準用する場合を含む。)及び商標法第六十八条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び実用新案法第五条第一項及び商標法第十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する旨</p>	<p>特許法第四十三条第一項 (実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三條第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。),特許法第四十三条の二第二項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び商標法第十三条第一項(実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三條第一項において準用する場合を含む。)及び商標法第六十八条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び実用新案法第五条第一項及び商標法第十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する旨</p>

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。